

財団法人日本バレーボール協会 第 209 回理事会 議事録

日 時：平成 22 年 6 月 28 日(月) 16：20～17：00

会 場：品川プリンスホテル 3F「すみれ」(東京・港区)

出席者：立木会長、中野副会長、岩満・萩原・成田・不老・倉橋・三屋・清水・
中島・小場・森田・紺屋・大塚・小島各理事

【委 任】梅野・山根・山岸・下山・ゼッターランド・岩井・西川・残間・
河合各理事

【監 事】岡崎・高橋・大久保各監事

欠席者：竹内理事

陪席者：五十嵐・三浦・谷地・斎藤・小田桐・平澤(事務局)

理事現在数 25 名、うち出席 15 名、委任 9 名、欠席 1 名で寄附行為第 28 条に基づき理事会が成立。議事録署名人に倉橋理事、森田理事を指名。16 時 20 分、立木会長を議長に議事に入る。

<決議事項>

1. 平成 21 年度事業報告について

(立木会長) 資料により説明。

事業報告に関する事項は、理事会で議決する前に評議員会の意見を聞くことが寄附行為で定められている。平成 21 年度事業報告を第 76 回評議員会で諮問し、評議員会の了解を得たので、本日の理事会で正式に議決したい。

以上のとおり資料に基づき趣旨説明があり、理事会は平成 21 年度事業報告について諮り、理事現在数 25 名のうち、出席理事の賛成 15 名、議決権行使書提出者の賛成 5 名、反対 0 名により承認可決。

2. 平成 21 年度収支決算について

(立木会長) 資料により説明。

収支決算に関する事項は、理事会で議決する前に評議員会の意見を聞くことが寄附行為で定められている。平成 21 年度収支決算を第 76 回評議員会で諮問し、評議員会の了解を得たので、本日の理事会で正式に議決したい。

以上のとおり資料に基づき趣旨説明があり、理事会は平成 21 年度収支決算について諮

り、理事現在数 25 名のうち、出席理事の賛成 15 名、議決権行使書提出者の賛成 5 名、反対 0 名により承認可決。

3. 法人移行申請等について

[1] 公益財団法人移行申請承認の件

(岩満理事・事務局長)

新公益法人制度施行に伴い法人移行申請の準備・検討作業を進めてきたが、このほど移行申請書の作成に入れる段階まで準備が整った。ついては以下に関してご承認いただきたい。

1. 公益財団法人への移行申請を行うこと。
2. 公益認定を申請する公益目的事業は以下の 4 事業とする。
 - ①選手及びチームの競技力向上を目的とする事業
 - ②国際交流及び国際大会開催を目的とする事業
 - ③各種講習会の開催及び指導員、審判員、判定員の養成、資格付与、登録に関することを目的とする事業
 - ④天皇杯・皇后杯全日本選手権ほか国内大会開催を目的とする事業
3. 公益目的事業の推進に資するため、器具・用具の検定及び認定ほか、公益目的事業の遂行に必要な財源調達を図ることを目的とする事業を行うこと。
4. 公益認定の要件となる、公益目的事業比率 50%以上ほか会計的要素は全て満たしていること。

以上のおり資料に基づき趣旨説明があり、理事会は「公益財団法人移行申請承認の件」について諮り、理事現在数 25 名のうち、出席理事の賛成 15 名、議決権行使書提出者の賛成 5 名、反対 0 名、4 分の 3 以上の賛成により承認可決。

[2] 定款の変更の案承認の件

(岩満理事・事務局長) 資料により説明。

定款(案)については、1 月 29 日開催の第 205 回理事会にて基本的合意をいただいたが、その後、一部の修正、追加を第 208 回理事会で決議した。

また、定款(案)の附則に、最初の代表理事として立木正夫現会長を、さらに 6 月 16 日に開催された最初の評議員選定委員会で選任された梅野實、遠藤俊郎、河合信行、河本信正、迫田義人、嶋岡健治、清水雅彦、田村悦智子、中島茂、成田明彦、西川友之、萩原秀雄、不老浩二、村井恒夫、柳橋武、山田道人、山根武、以上の各氏、計 17 名を最初の評議員として記載している。

第 209 回理事会に資料の通り提案するので、ご検討の上決議願いたい。

定款の変更の案の趣旨説明の後、理事より「名誉顧問以外にも名誉職の記載を定款に加

えたほうが良い」という意見もあったが、名誉職の扱いについては、今後 JVA の内規で置くこと等を検討をしていくこととなった。

当法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 44 条の認定を受け、同法第 106 条第 1 項の移行の登記をすることを停止条件として、当法人の定款を当該認定の基準に適合するものとするため、別紙「公益財団法人日本バレーボール協会定款(案)」のとおり変更したい旨を述べ、その詳細を説明し、その賛否を諮ったところ、理事現在数 25 名のうち、出席理事の賛成 15 名、議決権行使書提出者の賛成 5 名、反対 0 名、4 分の 3 以上の賛成により承認可決。

[3] 移行申請後の申請関連案件処理承認の件

(岩満理事・事務局長)

移行申請後、公益認定等委員会から申請書類の修正等（例えば定款案の文言変更、事業区分の変更など）を要請される場合がある。

その際、軽微なものについては正副会長にご一任いただくことをご承認いただきたい。

また、理事会に諮る案件が発生した場合、緊急性及び重要度に応じて正副会長の判断で、みなし決議（文書で提案事項をご提示した上で、議決票により賛否の意思表示を行い、その結果を理事会の決議とみなすこと）を行うことも併せてご承認いただきたい。

以上のとおり資料に基づき趣旨説明があり、理事会は「移行申請後の申請関連案件処理承認の件」について諮り、理事現在数 25 名のうち、出席理事の賛成 15 名、議決権行使書提出者の賛成 5 名、反対 0 名、4 分の 3 以上の賛成により承認可決。

4. 倫理委員会の設置について

(立木会長) 説明。

昨今問題となっている暴力事件や薬物問題など、憂慮すべき事柄だ。こういった事態に対し、JVA「競技者および役員倫理規程」に従い、恒常的対策を講じる倫理委員会を設置したい。委員会構成メンバーは立木理事、中野理事、岩満理事、中島理事、岩井理事、古澤執行役員にお願いしたい。

倫理委員会の設置の趣旨説明の後、理事より「倫理委員会の役割の中には、倫理規程に反した事例について審議を行うことがあると思う。その場合、処罰を決定する際には、透明性ほかを考慮して外部委員のみで構成される裁定委員会を置くことについても、倫理委員会で検討いただきたい」との意見があった。

以上のとおり資料に基づき趣旨説明があり、理事会は倫理委員会の設置について諮り、理事現在数 25 名のうち、出席理事賛成 15 名により承認可決。

以上で全議事を終了、17 時 00 分閉会。